

広島県教育委員会規則第四号

広島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年四月一日

広島県教育委員会

委員長 大野 徹

広島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

広島県立特別支援学校学則（昭和三十一年広島県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表広島県立福山北特別支援学校の項中「福山市駅家町」を「福山市加茂町」に改める。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。